

平成 27 年度 第 2 回 尼崎市総合教育会議 議事録

【日 時】 平成 27 年 7 月 13 日 (月) 午後 2 時 ~ 3 時 20 分

【場 所】 尼崎市役所 4-1 会議室

【出席者】 尼崎市総合教育会議構成員

稲村 和美	市長 / 座長
濱田 英世	教育委員会委員長
磯田 雅司	教育委員会委員長代行
岡本 元興	教育委員
仲島 正教	教育委員
徳田 耕造	教育長

関係者 (尼崎市総合教育会議設置要綱第 5 条)

村山 保夫	副市長
中川 一	教育次長

【事務局】 企画財政局 政策部 政策課 (山本政策部長、伊藤政策課長 ほか)

【資 料】

- ・ 次第
- ・ 資料 1 尼崎市総合教育会議 構成員名簿
- ・ 資料 2 平成 27 年度入試における進路結果について
- ・ 資料 3 尼崎市いじめ防止基本方針 (素案) < 骨子 >
- ・ 資料 4 尼崎市教育振興基金について
- ・ 参考資料 1 いじめ防止対策推進法
- ・ 参考資料 2 「いじめの防止等のための基本的な方針」
(文部科学大臣決定)

【次 第】

- 開 会
- 1 公立高等学校の学区再編の影響について
 - 2 尼崎市いじめ防止基本方針 (素案) の骨子について
 - 3 尼崎市教育振興基金の活用について
 - 4 その他
- 閉 会
-

【議 事】

(敬称略)

(事務局) 本日は大変お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまから、平成 27 年度 第 2 回 尼崎市総合教育会議を開催いたします。

私は、本日、事務局を務めさせていただきます、政策課長の伊藤と申します。よろしく願いいたします。

会議に先立ちまして、本日配付しました資料の確認をさせていただきます。1 枚目に本日の次第、2 枚目に資料 1 としまして「尼崎市総合教育会議 構成員名簿」、次に資料 2 としまして「平成 27 年度入試における進路結果について」、次に資料 3 としまして「尼崎市いじめ防止基本方針(素案) < 骨子 >」、その後参考資料 1 としまして、「いじめ防止対策推進法」、参考資料 2 としまして「いじめの防止等のための基本的な方針」という文部科学大臣決定がございます。以上、ご確認ください。漏れはございませんでしょうか。

それでは、本日ご出席の方々をご紹介申し上げます。

座長を務められます、稲村 和美 市長でございます。

濱田 英世 教育委員会委員長でございます。

磯田 雅司 教育委員会委員長代行でございます。

岡本 元興 教育委員でございます。

仲島 正教 教育委員でございます。

徳田 耕造 教育長でございます。

以上が本会議の構成員の方々でございます。

続きまして、本会議の関係者としてご出席の方々をご紹介申し上げます。

村山 保夫 副市長でございます。

中川 一 教育次長でございます。

お二人は、4 月に開催されました第 1 回総合教育会議におきまして、尼崎市総合教育会議設置要綱第 5 条に基づき、必要に応じご意見をお聞きするためご出席いただくこととされた方々でございます。

それでは、これより座長であります稲村市長に議事を進めていただきます。市長、よろしく願いいたします。

稲 村 それでは早速議事に入りたいと思います。本日は 3 件の協議事項、報告事項がございます。

まず 1 件目ですが、この 4 月から公立高校の入試制度が改められました。これを受けまして、「公立高等学校の学区再編の影響について」ということで、教育長の方からご報告をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

徳 田 では資料 2 に基づいて説明させていただきます。おおまかな内容につきましては既にご報告させていただいておりますので、ポイントとなる点につきましてご説明したいと思います。

資料の 2 枚目の表をご覧ください。一番下に中学校の卒業生総数の欄がございますけれども、平成 27 年の卒業生総数は、過去 3 カ年の平均と比較して特に大きな変化はございません。

少し上、進学者合計の欄に、卒業数に対する率、すなわち高校進学率が記載されておりますけれども、これは今年度は 97.0%、過去 3 カ年の平均が 97.3%と

ということで、これも大きな変化はございません。

では何が変化したかと申しますと、全日制の国・公立高校への進学者数です。過去3カ年の平均では2,239人、卒業生の65.4%が国・公立に進学していましたが、今年度は2,117人、61.7%と3.7%の減となっております。一方、私立高校への進学者数を見ますと、過去平均614人だったものが今年度は751人、3.9%の増となっております。つまり、国・公立への進学者が4%弱減り、その分私立への進学者が増えたという状況でございます。

その他の進学先、定時制、通信制、高等専門学校等、あるいは特別支援学校への進学者数につきましては大きな変化はございません。

変化のありました全日制公立高校への進学者の内容についてご説明します。次のページの表をご覧ください。

尼崎市内の中学校を卒業し、市内の公立高校に進学した生徒の割合を見ますと、過去3カ年の平均では62.0%でございましたが、これが今年度は54.9%と、7.1%の減となっております。

その内訳を見ますと、3月受検には単独選抜と複数志願選抜がございますが、単独選抜による進学者数が7.3%減、複数志願選抜による進学者数が0.3%減となっております。単独選抜による進学者が減っているのは、今年度より尼崎稲園高校、武庫之荘総合高校が複数志願選抜に変更になったことによるものでございますが、その分複数志願選抜による進学者が増えるべきところ、これが増えていないという状況です。

では、市外の高校への進学者はどうかを見てまいります。県内他市町の高校への進学者数は、過去3カ年の平均では105人、つまり中学卒業生の3.1%が市外に出ていたわけですが、今年度は222人、6.5%とほぼ倍になっております。なお、国公立への進学者数には大きな変化はありません。

一方、他市町から尼崎市への進学者はどうかを見てみますと、過去3カ年の平均で458人の生徒が他市町から入ってきておりましたが、今年度は775人と、300人以上増えております。市内から市外に出る生徒が105人から222人に100人強増えましたけれども、市外から市内に入る生徒はそれ以上に増えたということがお分かりいただけると思います。

次のページをご覧ください。初めに私立高校への進学者数が増えたことと申し上げましたが、その数は、過去3カ年の平均で614人だったところ、今年度は751人ということで、137人の増加でございます。

その内訳を見ますと、専願、つまり私学のみ受験した生徒が過去3カ年の平均で614人だったところ、今年度は751人で137人増加しております。私学と公立の併願者も189人から239人へと増えておりますが、併願者はもともと年々増加傾向にありましたので、私学専願者の増加が特徴的と考えられます。

総合的に見まして、市外から入ってくる生徒の増加、私学専願者の増加が傾向として読み取れます。

最初のページにお戻りください。以上の結果を踏まえ、教育委員会としてこれをどう考え、何をするのかということでございますが、まず今回の学区再編の結果につきましては、「学びたいことが学べる学校を選ぶ」という目的に関しては一定の効果があったと考えております。一方、「他市町等から市内高校への進学者が増加した」「一部の高校で定員割れや志望校の偏りがあった」といった課題もありました。

今後につきましては、やはり一人でも多くの生徒が希望する高校へ進学できるよう、一層の学力向上に取り組むということ、そして、校長会とともに情報の分析に努め、生徒がその能力や適性にあった進路を決定できるよう、進路指導を充実させることが重要と考えております。

制度が変わって初めての入試ということで、それぞれの高校の合否のラインが非常に読みにくく、慎重な進路指導がなされたものと思います。今年の結果を踏まえ、来年度の入試に向けて努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

稲 村 ありがとうございます。

教育委員会の方では既にこの情報は共有され、情報交換もされていると思いますが、特に補足されたいことですか、あるいは教育委員会の中でこういう意見が出たというようなことがありましたら、ご発言いただければと思います。

市長部局でも、「尼崎の子が、市外から入ってきた成績のよい子に押しやられて、行きたい学校に行けなくなっては困る」という心配の声を受けておりましたので、進路指導で差がついてはいけないということで、テストの実施や、その結果を踏まえた進路対策といったことに早くから意識的に予算づけをするなど、教育委員会と連携して取り組んでまいりました。

今回は、第一志望に進学した生徒が多かったとのことですが、市内・市外問わず生徒が行きたい学校に行くために力をつけたということでは、方向性としてよかったのではないかと思います。でも、制度改革の目的は競争の助長ではありません。今後も引き続き進路対策に丁寧に取り組んでいければと思っております。

ご意見はいかがでしょうか、感想でも結構です。一言ずつお願いします。

濱 田 制度が変わって1年目ですので、どういうことになるか分からないところがありました。

私学が多様なコースを設けるなどいろいろと魅力ある取り組みをしていますので、成績上位層の生徒たちが私学に引き抜かれたということがあったようです。2月受検（推薦・特色）でだめだった生徒が大阪の学校に特待生として入ったというようなこともあり、私学も頑張っておられるのだろうと思います。

何よりも生徒たちが自分の行きたい学校へ行けるのが一番ですので、小学校、中学校が連携して、生徒が学校を選べるだけの学力をしっかりとつけられるよう取り組んでいくことが大切だと思います。

稲 村 本市は市立高校が複数ございますので、市立高校の魅力づくりが問われてくるわけですね。

磯 田 競争の助長が目的ではないということは市長もおっしゃいましたけれども、おのずと序列はついてくるのだろうと思います。その点、保護者も不安をお持ちになっていますが、風評で学校が序列化されるようなことがあってはいけません。今後ますます進路指導が重要になってまいります。教育委員会も、中学校と連携して、学校についての正しい情報を共有し、保護者にきちんと提供していく必要があると思います。

仲 島 学びたい学校で学べる、行きたい学校に行けるとということが学区再編の謳い文句になっています。確かに学力のある生徒は選択肢が増えます。しかし、そうでない生徒に関して言えば、「今までであれば市内の高校に行けたのに、行けなくなってしまって、仕方なく私学に進学した」ということが実際に起こっているわけで、決してよい制度とは思えません。学校ごとに特色があるのはよいことですが、やはり学力面で困難のある生徒を大事にできる教育であってほしいと思います。

トップクラスの生徒を広域から集めてエリート校をつくるのが悪いとは言いませんが、それならば同時に学力の低い生徒をもっとしっかりサポートする仕組みを整えるべきだと申し上げたいです。そうしなければ、ただ序列化だけが進んでいくのは確実です。

それから、市立尼崎高校、双星高校という市立高校の魅力を上げていくことも大切です。せっかく尼崎で育った生徒が、市立高校に魅力を感じられずに他市に行ってしまうようなことがあってはやはり残念です。

稲 村 そうですね。
 学力の低い生徒は、学区再編でより厳しい状況に置かれることになったんじゃないか。

徳 田 加算点をどう見るかですね。受検に際して、第一志望の場合は加算点が 20 点あります。教科 500 点満点に対して 20 点ですから結構大きいんですが、昨年度まではこれが 15 点でした。県の教育委員会としては、加算点を大きくすることで、どの生徒もできるだけ行きたい高校に行けるように配慮したのだと思います。

稲 村 それに加えて、サポートを充実させていかなければならないというのは、ご指摘のとおりですね。今回の分析結果を踏まえて、次の取り組みにつなげていければと思います。

岡 本 高校入試ですから、その高校を出てからどうするのか、大学に行きたいのか、大学を出てから社会人としてどうしたいのかといったようなことを中学生の頃から指導していかなければならないと思います。「勉強は好きじゃないけど、こういうことなら頑張れそうだ」という生徒もいますから、早い段階で気づいて、適切に指導してあげることが大切です。「とにかく高校だけは出ましょう」という時代ではないように思います。本市は高校を持っていますけれども、早く社会に出たい生徒のためのプログラムを設けるというのも一つの特色になるでしょうし、市が高校を持つ一つの意味になるのではないかと思います。

稲 村 ありがとうございます。まだ 1 年目ですので、これからデータも増えてくると思います。当然プラスマイナス両面あるでしょうが、よい面は伸ばし、課題にはしっかり向き合っていきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは本件につきましては以上といたしまして、2 つ目の議題に移りたいと思います。第 1 回総合教育会議でも予告させていただきましたが、「尼崎市いじめ防止基本方針」の素案の骨子についてご意見をいただきたいと思っているんですけれども、こうして策定を進めているうちにも岩手県の方で痛ましい事件が起きました。大津市の事件を受けて様々な対策をとっていたはずなのに、またこういうことが現場で起こってしまったという事実を私たちとしても真摯に受け止めなければならないと気持ちを新たにしているところでございます。

やはり、つくったきまりをいかに使っていくか、実効力のあるものにするかが大切であることは言うまでもありません。この基本方針につきましても、実効力をいかに担保していくかという視点からご意見をいただければと思います。

では、基本方針の骨子につきまして私の方から説明させていただきます。資料 3 をご覧ください。こちらは概ね国の基本方針に則って作成を進めておりますの

で、イレギュラーな内容はございません。全部で10項目ございまして、

- 1 はじめに
- 2 いじめの防止等の対策に関する基本理念
- 3 いじめの定義
- 4 いじめに対する共通認識
- 5 いじめの防止等に関する基本的な考え方
- 6 いじめの防止等のための組織体制
- 7 いじめの防止等に係る本市の取り組み
- 8 いじめの防止等に係る学校の取り組み
- 9 重大事態への対処
- 10 その他（本基本方針の見直しについて）

となっております。いくつか主だった内容をご説明させていただきます。

まず、「1 はじめに」で、「尼崎市子どもの育ち支援条例の考え方も踏まえ」という言葉を入れております。尼崎市では、国際的な「子どもの権利条約」の批准等を踏まえて既に「尼崎市子どもの育ち支援条例」というものを制定しておりまして、今年度スタートしました就学前の子どもに対する「子ども・子育て支援新制度」も、この条例に基づいて取り組みを進めているところです。いじめの防止につきましても、やはりこの条例を共通認識としてしっかり基盤に置くということをもまず押さえておきたいと思っております。

そういうこともありまして、「2 いじめの防止等の対策に関する基本理念」におきましては、いじめは人権侵害の問題であること、そしていじめに対しては、教育現場だけでなく地域社会全体で連携して取り組むべきことを書いております。

「3 いじめの定義」については、庁内でもいろいろご意見をいただいたところですが、学校の児童生徒、この学校とは市立の小・中・高等学校と特別支援学校ですが、そこに在籍する児童生徒に他の児童生徒が行う心理的、物理的な影響を与える行為としております。しかしここで添付のフロー図をご覧いただきたいんですが、児童生徒の中には、私立の学校に通っている子もいますし、先ほどご説明のありました入試制度改革によって他市の公立学校に通う子も増えているわけです。この点につきましては、他市や他の都道府県でもそれぞれ基本方針を策定し、それに基づいて現場対応をされることとなります。我々の現場対応ということで言えばこの基本方針が基になるという位置づけです。

ただし、いじめ防止の啓発ですとか相談業務等につきましては、私立や他市の学校に通っていても尼っ子は尼っ子です。いじめ防止に取り組むのは学校現場だけではなく全市民ですので、そういう意味では地域全体が対象になります。

これ以降の基本的な考え方等につきましては大きなご異論はないだろうと思っておりますけれども、今後特に詰めたいと思っておりますのは、「6 いじめの防止等のための組織体制」でございます。これは、法によって設置することができるかとされている組織を積極的に設置していこうということで3種類挙げております。

1つ目の（仮称）尼崎市いじめ問題対策連絡協議会は常設の組織で、平素から関係者が情報を共有し、いろいろな取り組みの連絡調整をしようというものです。構成員として市、学校、教育委員会、児童相談所等々が挙がっておりますのは法の例示なんですけど、本市におきましては、民生児童委員さんですとか、学校でSOSレターの取り組みをされています人権擁護委員さんですとか、地域で活動してくださっている方々もいらっしゃいますので、どういった方に入っていた方がいいのかについてはもう少し練りたいと思っております。

2つ目の（仮称）尼崎いじめ問題対策審議会も常設の組織ですが、これは教育

委員会で専門的に対策を検討したり、重大事態、例えば子どもの口から「死にたい」という言葉が頻繁に出たり、けがに至るような暴力が見受けられたりといった、その年代の子どもたちの通常の間人間関係から逸脱した状況があった場合に、しっかりと調査審議しようというものです。

つまり、日常的な情報共有は連絡協議会、重大事態への個別の対応は審議会でを行うということになります。

そして3つ目の(仮称)尼崎市いじめ問題調査委員会、これは大津市のような事例を想定してできたものです。重大事態が起こった場合、本来でしたら教育委員会が調査し対応するんですけども、その調査内容では十分でない、あるいは第三者的な視点が必要と判断された場合には、市長部局が主導してこの調査委員会を立ち上げるわけです。これは非常設の、いわば最終的な組織で、出番はない方がいいということになります。

ここで私が問題意識を持っておりますのは、フロー図の次にある表、これに既存の関連する会議体についてまとめておりますけれども、これらの会議体との関係です。

まず、市長部局で設置しております青少年問題協議会は、いじめに限らず青少年問題全般について情報共有をしようというもので、学識経験者や関連団体の代表者、もちろん教育委員会にも入っていただいております。先ほど見た組織と趣旨や構成員がダブっているところがあるかと思えます。

2つ目の生徒指導推進協議会、これは学校の先生方が生徒指導において気になっておられることを情報共有される場ですが、本市ではその中に部会として、いじめ問題連絡協議会が設置されていまして、ここでかなり情報共有がされているとお聞きしています。岩手県でもこういう場がもっと生きていれば少し違ったのではないかという気がしているところです。

このように、本市は法ができる前からかなり動いてきた自治体だと思うんですね。既存の組織に加えて新たにつくった組織が形ばかりになっては仕方ありませんので、きちんと役割分担するのか、あるいは既存の組織と一緒にして運営していくのか、どうするのがよいかもう少し練っていきたいと思っています。

民生児童委員さんの中には、「学校から気になる子の情報をもらえれば、そういう子をもっと気をつけて見てあげられるのになあ」とおっしゃってくださる方もあります。もちろん個人情報の問題もありますし、全ての民生児童委員さんが同じ熱意で活動されているわけでもありませんので、学校としても対応に迷われるところはありますが、「子どもの情報を関係者間でもっと共有していかないと、早め早めに手を差し伸べていくことはできないのではないか」という議論は、青少年問題協議会の中でもされております。

素案の中の「早期発見」「早期対応」のところに謳っておりますけれども、いじめを受けている子ども、いじめる側に回っている子どもの両方とも、やはりその家庭を見ていく必要があるんですね。そのためにスクールカウンセラやスクールソーシャルワーカーが学校に入っておられますけれども、スクールカウンセラーは県から、スクールソーシャルワーカーは市からということではなかなかつながっていけないということがあって、本当はこういった方々にもっと活発に活動していただけるようにならないといけないだろうと思うわけです。新たな組織体制の中で、そういう横の連携も強めていければと思っております。

ざっとご説明させていただきましたが、今日ここで素案を固めるという段階ではございません。教育委員の皆様からご意見をいただきまして、教育委員会や市長部局の方でももう少し揉みまして、秋頃にパブリックコメントにかける予定になっています。パブリックコメントでもいろいろのご意見が出るでしょうから、それも併せて固めていきたいと思っております。

今日は先ほど申し上げましたように、どう実効力のあるものにするかという観点からご意見をいただければと思いますので、よろしく願いいたします。お一方ずつお願いできますでしょうか。

礧 田 市長もおっしゃいましたように、いじめが学校の外で起こる事例もたくさん出てきていますので、横の連携が重要です。補導の問題はこども青少年局、家庭や居場所の問題は健康福祉局といったふうに担当が分かれておりますので、局間の連携についても素案の中に盛り込んでいただくといいのかなと思います。

それから会議体のことですが、私も十数年これら3つの会議体には関わっておりましてよく知っています。青少年問題協議会は、いろいろな立場の方からご意見が出て有意義なんですけど、何せ回数が少ないんですね。1学期に1回とか。それでなかなか対応しきれない問題もあるという印象です。もう少し人数を絞り込んででも回数多くできる部会のようなものがあるといいのではないかと思います。

稲 村 そうですね。青少年問題協議会は、トップ層が集まる会議になっておりまして、本当はその中に部会とかワーキングチームとかを設けて動いていかないといけないのではないかと問題意識を私も持っているところです。

礧 田 あまりにも組織が大きすぎて、報告会になってしまっているくらいがあるような気がします。

稲 村 なるほど。これからつくろうとしている協議会も同じことにならないように注意しなければいけないということですね。

礧 田 そうです。

稲 村 一方、3つ目のいじめ問題連絡協議会の方は、かなり実質的な話し合いがされているとお聞きしておりますので、それも参考にしながら、工夫してやっていきたいと思います。

礧 田 生徒指導推進協議会につきましては適時行われています。この夏休みの前後にも頻繁に開催されることになっておりまして、非常に活発な会議体だという感想を持っております。これくらい機動力のある会議体が青少年問題協議会の方にもあればと思います。

稲 村 そうですよ。法で規定するいじめ問題対策連絡協議会をどれくらいの頻度で開催するか、細かいところはまだ何も決まっていますが、協議会の任務をしっかり決めて開催する必要がありますし、任務に合った方を構成員にしなければいけないと思います。

あと、「8 いじめの防止に係る学校の取組み」なんですけれども、先日の岩手県の事件を見ましても、情報をどの時点で校長に上げるべきなのか、どの時点で教育委員会事務局に上げるべきなのかの判断は難しいところだと思います。担任の先生が把握していることを何から何まで全て上げるわけには当然いきませんので。そんな中で早期対応の実効性を上げていくために、この項目はもう少し書き込んでもいいかと思いますが、ご意見いかがでしょうか。

仲 島 ドラマの有名な台詞がありますね、「事件は会議室で起こっているんじゃない。

現場で起こっているんだ」という。それがまさに今の状況だと思います。基本方針や新しい会議体をつくっても、それだけでは現場は何も変わりません。現場の先生方は、「何とかしてほしい、もっと助けてほしい」と思っているんです。

岩手県の事件では、担任の先生も学校も激しく非難されています。公表されている生活ノートのやり取りだけ見たら、それは非難されますよ。でも現実の状況はどうだったのか、それだけでは分かりません。常識的に考えれば、あんなひどい対応をする教師など普通はいないでしょうし、いないと信じたいです。ですから、他に何かあったのかもしれないとは思っています。

先生に全く余裕がなかったのかもしれませんが。あの学校も、基本方針はありますし、生活指導もきちんとしているんです。今の中学校現場に行ってみてください、どんなに忙しいか。先生方は本当に朝早く出勤して、夜遅くまで仕事をされています。授業ではありません。部活、家庭訪問、そしてあの生活ノートです。クラス全員分の生活ノートに返事を書いたら、2時間はたっぷりかかります。毎日ですよ。合間にいじめの研修、研修、会議、また会議。それに加えて道徳、アクティブラーニング、学力テスト...という具合ですから、先生方はそれはもう疲れています。

学校の先生に心のゆとりや笑顔がなかったら、教育がうまくいくはずがありません。先生方の心のゆとりを取り戻すためにどうすればよいか、もっとよく考える必要があります。

会議を重ねても教育は変わりません。文部科学省はいじめ対策に50億円の予算をつけました。その中からスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの多額の費用も出るわけですが、それだけでいいんだろうかと思います。全国学力テストの予算は60億円です。それだけのお金を出すのであれば、先生方のためにもっとできることがあるのではないかと思います。現場の先生方が何に困っているのかを把握して、そこをサポートすることを考えていかなければいけない、先生方がもっと余裕を持って生徒と向き合えるようにしてほしいと強く思っています。

稲 村 全くおっしゃるとおりだと思います。ただ、学校をサポートしたい、先生方を楽にしてあげたいということで新しい事業を立ち上げても、それが逆に先生方のストレスになってしまうということもあるようです。

例えば、スクールソーシャルワーカーは、学校の先生が家庭に入り込んで福祉的なことまで対応するというのは難しいということで置かれたわけですが、十分利用していただけるまでにはなかなかありません。新しい事業がなじむまでにはやはり時間をかけていくしかないと思うんですが、市長部局としてももどかしさがあります。「学校にとって使い勝手の悪い制度を導入して現場のストレスになっては本末転倒だから、教育委員会の事業にした方がいいのではないかと悩むわけなんです。

今、先生方は若い方が多いですね。私の娘は小学生ですが、先日運動会に行ったら、先生方皆さん本当に若い方ばかりで、先生の世代交代も進んでいると実感しました。そんな中で先生方も悩んでおられると思います。あと校長先生がどれくらい外とつながりを持っておられるかですね。

仲 島 先生方は自分で責任を背負い込みがちです。困ったことがあったら「助けて」と言ってほしいですね。

稲 村 そうですね。その辺お互い意識を変えないといけないところだと思います。

仲 島 　あまり外に入ってきてもらいたくないという学校もありますから。スクールソーシャルワーカーも、その学校に常駐しているならまた全然違うんでしょうけれども、時々来るということでは。

稲 村 　常駐型が望ましいというのは、もちろんそのとおりです。

仲 島 　学校に机椅子を置いていることが大事です。生活ノートをそういう方が見ていけば、全く変わってくると思います。

稲 村 　市からスクールソーシャルワーカー、県からスクールカウンセラーというのではなく、それらをまとめて全校に配置するというのであれば予算的にももしかしたら何とかなるのかもしれませんが。

　まあこの制度もじりじりとですが前進しておりまして、スクールソーシャルワーカーを活用できたよい事例を学校間で情報共有していただくことが重要であると考えております。でもそうですね、やはり配置については常駐型がいいですよ。

仲 島 　図書館司書もそうです。外から司書が来ている学校よりも、中の人が司書になっている学校の方が、授業との連携といった取り組みもずっと進んでいます。

稲 村 　なるほど。ただ一方で、事例を聞きますと、当事者でないからこそスクールソーシャルワーカーが機能しているということもあるんですね。保護者と学校との信頼関係が崩れてしまって物事が暗礁に乗り上げたという場合に、第三者的なワーカーさんが入ることで話が進むということもありますので、一長一短かなと思います。そういったことを踏まえた上で、それぞれの長所を活かしながらいじめ問題に対応していくということでしょうか。

　尼崎市ではどうなのでしょう。生活ノートに岩手県の事例ほどのことが書かれていれば、さすがに報告が上がってくるだろうと思いますが。

仲 島 　あれが上がってこなかったというのは、ちょっと信じられないですね。

稲 村 　なかなか報告が上がってこないという状況があるとすれば、上げてもしようがないと思われているのか、あるいは上げたらことが大きくなってややこしくなると思われているのか、やはり何か理由があるわけですから、その声はきちんと聞いていく必要があるでしょうね。

徳 田 　報告を上げる場合には、正確を期するためということで文章化しなければなりません。それはかなり負担が大きいですね。事務局としては、「まずは電話でもよいので一報入れ、話を聞かせてください。ことが深刻化しそうであれば、さらに学校と連携して対応していきましょう」と、学校が相談しやすい体制を作る必要があると思います。

　学校内でも相談しやすい雰囲気を作っていないといけません。何かあればすぐ「だれその責任だ」という話になるようでは、問題がややこしくなるばかりです。ですから、「いじめの報告件数が多い学校は悪い学校だ」という認識を持たないことです。

稲 村 　それは大事なことです。

仲 島 何か事件があるとすぐ、学校が事実を隠蔽しているかのような報道がされますが、あれもどうかと思います。学校はもちろん、だれがいじめたのか大体分かっているわけですが、簡単に犯人を決めつけることになってはいけませんから、慎重に調べているんですよ。それを隠蔽と言われては学校は辛いですね。学校にとって隠蔽していいことはないはずですよ。

稲 村 いじめ問題は、いじめる側、いじめられる側、合わせて気をつけていく必要があると思っています。いじめています、いじめられていますと言う前に、人間関係にトラブルが発生しているということで保護者の方とも早めに連絡を取り合って対処しないといけないのかなと思います。どちらに原因があるか、どちらが悪いのかといったような事情は、大人から見てもすぐ正確に判断できるとは限りませんので。

いろいろご意見をいただきましたが、まずは現場で頑張っておられる先生方をむやみに会議だらけにしない、ということですね。そして、集まっていたく時には、きちんと情報を共有して、「ああ、うちだけじゃないんだ。どこの学校でも同じように悩みながら対応しているんだ」とみんなが力づけられる、元気になる会議にして、事務的なだけの会議はなるべくしない、と。これは大事なことです。

岡 本 先ほど教育長もおっしゃいましたが、「いじめはあってはならない。いじめがないのがいい学校」という前提で取り組みますと、いじめの解決につながりませんね。それに、文章化されてしまうと責任問題云々という話になってしまいます。

いじめは特殊な問題ではなく、成長過程の中で起こりうることなんだという認識を皆で共有して一緒に乗り越えていくことが、いじめ対策のマニュアルだと思います。

仲 島 歴史を見ましても、人間が交流するところには差別が起きるのです。関わりなく別々に生活しているところに差別は起こりません。関わるようになると差別やいじめが起きます。でも、関わりが深まって行って、互いの理解が進めば変わります。特別支援学級の子もたちや、性的少数者といった方々を「自分たちとは全然違う」という目で見てしまうのは相手を知らないからで、交流が深まれば変わります。ですから、教育ではいろいろな人との関わりを深める方法を考えていかなければなりませんし、それが基本だと思います。

稲 村 そうですよ。でも、大人の世界にも差別やいじめはありますので。子どものうちだけなのであれば、その時期を乗り越えれば済むんですが。時々ふと我に返って、「大人は勝手なことを言っているけど、自分たちはどれだけ解決できているのか」と思うことが正直あるんですよ。

先ほどのお話はとても大事なポイントだと思います。特に学校現場を孤立させないということですね。学校を警戒心でとげとげにしまわれないように、まち全体でいじめ問題に取り組むんだという方向性をしっかり打ち出していく必要があると思います。「いじめの報告が上がってこない学校がいい学校というわけではない」というようなことを折に触れて繰り返し、これでもかというくらいははっきり言った方がいいのかもしれない。

基本方針で言いますと「4 いじめに対する共通理解」ですね、ここにもざっと書いてありますけれども、皆様のご意見をお聞きしまして、少し見直しの余地があるのかなと感じました。今書いてあることが違うわけではないんですが、強調したい点をもっと前面に出す書き方がいいように思います。大事なのはここに何

を書くかではなくて、ここに書いてあることがみんなの共通認識になることですので、そのためにもできるだけここはシンプルに、ポイントを押さえた書き方にしたいと思います。

濱 田 そうですね。「尼崎市子どもの育ち支援条例」にもありますように、「みんなで見守っていこう」という視点をきちんと入れていくことが大事だと思います。

尼崎市は福祉部門の事業としてスクールソーシャルワーカーを置いていますが、そういった視点でフォローができるのは他市にはないことです。是非スクールソーシャルワーカーさんのスキルアップといったことにも取り組んでいただきたいと思います。何でも早期対応が大切だと思いますので。

稲 村 ありがとうございます。今日は共通認識をどこに置くかということできざまな意見交換ができて、非常に有意義だったと思います。今日いただいたご意見も踏まえてたたき台に修正を加え、また教育委員会でも正式にご審議いただきまして、パブリックコメントにかけていきたいと思っております。

皆様おっしゃいましたように、この基本方針は単なる手段ですので、ここに書かれたことが現場にしっかり反映されるように頑張っていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは3つ目の議題です。「尼崎市教育振興基金の活用について」ということです。こちらはこの会議の中で何かを決めるというものではございませんが、基金に関する考え方について共通認識を持った上で、来年度の取り組みにつなげていきたいと思っております。では、教育長の方からご説明をお願いいたします。

徳 田 はい。ではお手元の資料4をご覧ください。

皆様ご存知とは思いますが、まず設立の趣旨でございます。尼崎市におきましては、総合計画の施策の一つであります学校教育分野について、平成26年度の施策評価で重点化の評価をし、教育の充実を図っているところでございます。また、社会教育の分野でも継続的な取り組みを進めております。

こうした中で、より多くの市民や事業者に次世代を育む教育への支援を呼びかけ、教育の振興を図るために、平成27年3月、尼崎市教育振興基金条例が施行され、尼崎市教育振興基金が設置されました。教育に関心の高い市民の方などから、ふるさと納税制度などを利用し寄付いただくことを想定しております。

基金の規模でございますが、設立当初に平成26年度補正予算を計上し、2億円を積み立てております。なお、平成27年度一般会計予算に、基金の運用収入として150万円、ふるさと納税による寄付金として500万円を計上しております。

基金事業は、このような状況を踏まえて実施する必要があるとございます。学校教育、社会教育の両分野で、次世代育成のためのソフト事業を中心に実施する予定ですが、具体的な内容につきましては、この総合教育会議の中でもご意見をいただいた上で決めてまいりたいと考えております。

また、来年平成28年度は、市制百周年という事業開始の絶好の機会でございます。これを機に事業を開始するためには、本年10月頃までに事業を選定し、来年度の一般会計予算に計上する必要がございます。

資料の次のページに条例を添付しておりますが、こちらはお目通しください。

さらにその次のページには、他市ではどのような基金等があり、どのような使われ方がされているのかを参考として掲載しております。以上、よろしくお願いいたします。

稲 村 ありがとうございます。今のご説明にありましたように、事業に使える運用収入等のお金はそれほど大きなものではないのですが、毎年継続的に、長い目線で事業を実施していくことができるかと思えます。ふるさと納税の制度はいろいろ特典もありますので、市民の方々に是非利用していただきたいと思えますし、もちろん通常の寄付もできますので、多くの方に協力いただけるようしっかり基金をPRしていきたいと思っています。

市民の方々も、何のための基金か、このお金が何に使われるのかが具体的に見える方がお金の出し甲斐を感じられると思えますので、尼崎ならではの目玉となるような事業を考えたいと思っております。

他市の事例を見ますと、施設整備、ハードにお金を使っているところや、クラブ活動など子どもの活動を直接支援しているところ、海外の友好都市に子どもを派遣するような特別な教育事業をしているところなど、いくつかのパターンがあるようです。

私が考えているのは、先ほど仲島委員からもお話がありました、徹底的に先生の質を上げる取り組みです。これは他市でもまだ例がないと思えます。今先生の世代交代の時期で、地域との関係も築いていかなければなりません、これは夫婦の関係と同じで積み重ねていくうちに信頼関係ができてこなれていくものだと思いますので、そこをうまくサポートできればと思います。

また、いい先生を採用することも大切です。「尼崎で教師をやるのは、とてもやり甲斐がありそうだ」と先生志望の方々の中で話題になるようでない。逆に「尼崎の先生は大変らしいよ」という噂が立つようでは、なかなかいい循環にならないのではと思います。

お金の使い方を考える時、どうしても子どもに直接還元することが基本になってしまって、先生に使う方向には行きにくいんですけども、本当はここが大事なところなのではという思いがあります。先生の指導力向上については既に事業が予算化されていますが、それをもっと膨らませて外にアピールできるような形にするというのも、一つのアイデアではないかと思えます。

このような感じで皆様から様々なアイデアをいただければ。一旦決めたらそれを将来ずっとやっていかなければならないというものではありませんので、試行錯誤しながらいろいろな新しい取り組みにチャレンジしていきたいと思っております。もちろん、あれもこれもできるほどのお金はありませんので、最終的には絞っていかなければいけないんですけども、まずはアイデア出しをしていただければと思います。その中には、「これは一般会計の中で予算化するべきだ」というような事業もあるかもしれませんが、あまり難しく考えず、自由にご意見をお願いします。いかがでしょうか。

岡 本 市制百周年を機に地域の歴史を見直そうという動きがありますが、尼崎市の地域研究史料館には、それぞれの専門を持った学芸員が揃っていますので、こういう方々を活用していければと思います。どの小学校の地域にも歴史がありますから、その歴史を先生方が学んで、子どもたちに伝えていっていただきたいです。地域で活動されている社協の方や歴史を伝えるボランティアの方も、学校を通して地域のことを子どもたちに伝えることで、学校とつながってほしいと思っています。

稲 村 一般会計の予算の中でももっと工夫できそうですね。

岡 本 ボランティアの方が地域でまち歩きの案内をなさっていますよね。そういう場で学芸員をもっと活用できるのではないかと思います。例えば教材をつくって

ただとか。

稲 村 教材づくりはいいですね。

岡 本 私も学校に地域の歴史の話をしに行くんですが、先ほどお話にあったように先生方はお忙しいですから、行くと私に「よろしくをお願いします」とおっしゃって、私が話している間、ご自分はテストの採点などをされています。そんな具合ですから、せっかくお話ししても、それが学校に蓄積されません。先生方もきちんと学ばれ、学校の中で蓄積されて、それが次世代に伝わってほしいと思います。

稲 村 先生向け教材が必要ですね。

岡 本 そうです。

稲 村 なるほど。

どんどんご意見をお願いします。基金で実施するのに相応しいか、一般会計予算で工夫して実施していく方がいいのかといったさばきは後でやるとしまして、こんなことできたらいいよねというアイデア出しをしていきましょう。

濱 田 既存の施設の利用促進と教育振興を結びつけることができるのではないのでしょうか。例えば、健康増進のためにスポーツ施設を利用したらポイントがたまって、それを使って学校図書館に本を贈ることができるとか。「おばあちゃんが頑張って運動したから学校の本が増えたよ」というふうに。いろいろな施設でポイント制度を導入して、市民みんなが参加できる仕組みを作ればおもしろいのかなと思います。施設の利用だけではなく、本市のマイスターの認定を受けておられる先生の話の聴講など、いろいろ考えられると思います。

稲 村 ハード整備をするにはあまりにも財源が少ないので、ソフト事業が中心になると思いますが、そういうポイント制度はおもしろいですね。

磯 田 いじめ問題とつながってくると思いますが、学校と地域の連携を強めるために、地域と一体となった教育活動に対して学校単位で助成を行う制度があるとよいと思います。例えば、ある学校で図書ボランティアを育成していこうとするならば、そのために予算をつける。地域の子ども見守り隊を充実させようとするならばそのために。学校ごとに特徴がありますから、それぞれの実情に合った形で地域のサポーター作りをして、先生の負担を軽減していければおもしろいと思います。今の各学校の予算では賅いきれない部分が多いですから。

稲 村 これは、素晴らしい取り組みができる学校と、「おっとっと...」となってしまう学校ができてしまいそうですね。それがいけないと言ってしまうと何もできなくなります。

磯 田 全ての学校に一律に制度を導入してしまうと、学校としては気が進まなくてもやらざるを得ないということになりますが、自主的に取り組まれた学校に「こんなことができるよ」といういい先進事例を見せてもらえれば、自主的に追随する学校も出てくると思います。

- 稲 村 なるほど、そういう自主的な取り組みを基金でサポートしていこうと。
- 磯 田 ええ、こういうことは一般財源では難しいと思いますね。
- 稲 村 仲島委員はいかがですか。
- 仲 島 先ほどお話のあったポイント制度、とてもおもしろいですね。教育基金はやはり市民の目に見えるようなものでないといけません。「へえ、こんなことをやっているのか」「ああ、変わってきたな」と市民が感じるのが大事です。
例えば、ちょっと思いつきで言いますが、JR尼崎駅の構内の待合所に本があって、みんなが利用できる。そしてその本が教育基金で整備されているとなると、「尼崎は市を挙げて読書を推進しているんだ」と分かります。
これも思いつきですが、美方高原自然の家などで「この1週間は英語だけしかしゃべったらだめ」というような事業をやってみる。200人の参加者のうち、50人は中学生、50人は一般の人にして、そこにいる間中英語だけで生活する。「尼崎はこんなことをやっているんだ」と話題にもなりますよね。
- 稲 村 分かりやすい、話題性のある事業をとということですね。一般財源ではあまり冒険はできませんから、せっかくの基金ですし、少し思い切ったことにチャレンジして、尼崎に新しい風を入れるのはいいかもしれません。見える化しないと寄付も集まらないと思いますので、これはとても大事なことですな。
- 仲 島 大阪の橋下市長はいろいろ言われましたが、地下鉄のトイレや売店がぱっときれいになると、やはり「わあーすごいな」とびっくりしましたから。
- 稲 村 実感につながるということですね。あるいはちょっととんがった取り組みを入れてみたりですとか。毎年継続するのではなく、単発でもいいですものね。
これは今すぐ決めなければいけないものではないんですが、そんなに時間があるわけでもなくて、来年度には事業をスタートさせたいと思っておりますので、今日のご意見を踏まえていくつかの案をまとめまして、またご協議いただきたいと思っております。

ありがとうございます。本日の3つの議題につきまして、様々なご意見をいただきました。予定の議題は以上ですが、その他何でも結構ですので、ご発言のある方はいらっしゃいませんか。よろしいでしょうか。
それでは議事を終了しまして、事務局に事務連絡等をお願いします。
- (事務局) 事務局より2点ご連絡がございます。まず、本日の議事録についてでございますが、事務局で整理いたしまして、皆様にご確認いただいた後にホームページ等で公開させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。
次に、次回の開催予定でございますが、また調整の上、後日ご案内申し上げます。何かご質問はございませんでしょうか。

では、以上をもちまして、平成27年度 第2回 尼崎市総合教育会議を終了させていただきます。ありがとうございました。

以 上